



北海道の寿都町と神恵内村、佐賀県の玄海町で
文献調査を実施しています。

げんかいちょう
佐賀県玄海町

※この地図は略図です



原子力発電環境整備機構 (NUMO)
<https://www.numo.or.jp>
NUMO

地層処分の国民的議論に向けて

原子力発電に伴い発生する高レベル放射性廃棄物は、地下深部の安定した岩盤に
「地層処分」することが世界共通の方法となっています。
そして、日本では法律※¹でも定められています。

北海道寿都町と神恵内村で実施させていただいた処分地選定のための最初の調査である「文献調査」の
結果について、2024年11月より、北海道内で25か所にわたり説明会を開催し、参加者の皆さまからは、
様々なご意見やご質問をいただきました。

地域の方々には、冬季にもかかわらず足をお運びいただいたこと、多くのご意見やご質問をいただいたことにつきまして、
心より感謝申し上げます。いただいたご意見・ご質問に対するすべての回答を当機構のホームページで公開しています。

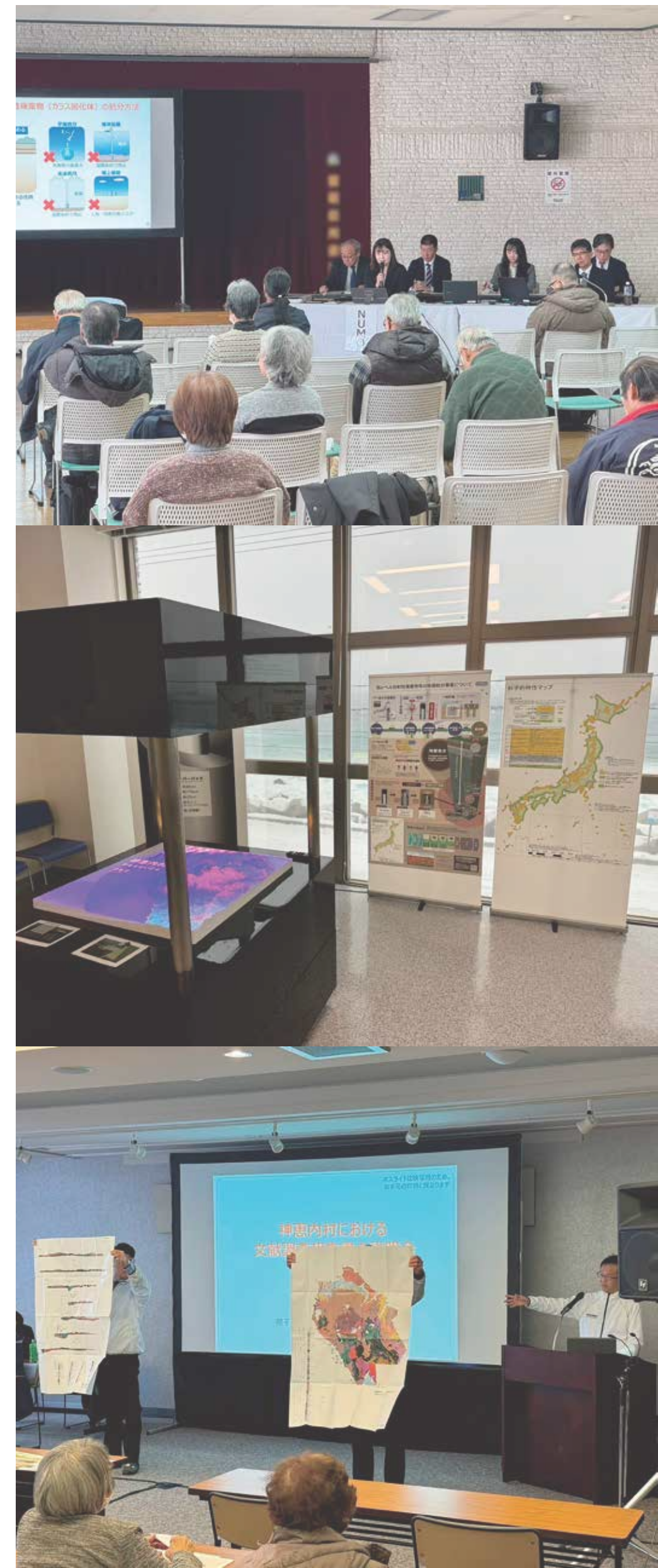
北海道においては、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いとする条例が制定されています。
鈴木直道知事は「この条例制定の趣旨を踏まえ、仮に概要調査に移行しようとする場合には現時点で反対の意見を述べる」とのお考えであり、
その表明にあたって、今後、道議会での議論はもとより、道民の皆さまのご意見も踏まえ、適切に対応するとの立場を示されています。
また、寿都町、神恵内村の皆さまには、「対話の場」※²等を通じて議論を深めていただき、様々なご意見をいただきました。

全国の皆さまには、そのような状況を知っていただき、社会全体の課題として地層処分への理解が深まるよう、
対話型全国説明会を始め、イベントやシンポジウム、メディア等において様々な情報をお知らせしてまいりました。

さらなる地層処分の国民的議論に向けて私たちNUMOは、引き続き、透明性のある情報公開とともに、
全国各地での対話活動に丁寧かつ積極的に取り組んでまいります。

※¹ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（公布日：2000年6月7日）
※² 地層処分事業や調査の進捗状況などの情報提供や意見交換を行う場

原子力発電環境整備機構
理事長 山本 彰



説明会でいただいた
ご質問と回答は
こちらから



文献調査報告書は
こちらから

